

仙台市都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の実施に関する要綱

(令和3年3月22日都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管行政庁が必要と認める図書等)

第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に定める登録住宅性能評価機関が交付する法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面（以下「適合証」という。）を有する場合には、当該適合証の写し
 - (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第7項の適合判定通知書を有する場合には、当該適合判定通知書の写し
 - (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級5，6，又は7及び一次エネルギー消費量等級6に適合しているものに限る。以下「評価書」という。）を有する場合には、当該評価書の写し
- 2 当該認定の申請をしようとする者が適合証を所持していない場合においては、省令第41条第1項に定める申請書の副本及びその添付図書の提出部数は、二部とする。
- 3 当該認定の申請をしようとする者が当該建築物について建築基準法第6条第4項の確認済証（同法第6条の2第1項の規定より確認済証とみなされるものを含む。）の交付を受けた場合においては、当該者は、省令第41条第1項に定める申請書及び添付図書に当該確認済証の写しを添えるよう努めるものとする。

(低炭素建築物新築等計画の変更)

第3条 前条の規定は、省令第45条の添付図書について準用する。

- 2 省令第45条の添付図書には、変更に係る部分について変更前及び変更後を明示しなければならない。

(添付図書の省略)

第4条 省令第41条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、第2条第1項第2号の図書が提出された場合を除き、各部詳細図及び各種計算書とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(認定の申請等の取下げの届出)

第5条 法第53条第1項及び法第55条第1項の規定による認定の申請をした者は、法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の認定を受ける前に当該認定の申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届（様式第1号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

(工事完了報告等)

第6条 市長は、法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の認定に係る通知を行う際には、法第55条第1項に規定する認定建築主(以下「認定建築主」という。)に対し、法第56条に規定する低炭素建築物の新築等(以下「低炭素建築物の新築等」という。)が完了したときに、法第56条の報告として、低炭素建築物の新築等が完了した旨の報告書(様式第2号)を速やかに提出するよう求めるものとする。

2 認定建築主は、市長から法第56条の規定に基づく報告を求められた場合(前項に規定する場合を除く。)には、低炭素建築物の新築等の状況報告書(様式第3号)により報告しなければならない。

(低炭素建築物新築等計画に基づく新築等を取りやめる旨の申出等)

第7条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等を取りやめる場合には、低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出書(様式第4号)に当該認定に係る通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出書の提出があった場合は、当該認定を取り消すとともに、取り消した旨を認定取消通知書(様式第5号)により当該認定建築主であった者に通知するものとする。

(低炭素建築物新築等計画の認定の取消し)

第8条 市長は、法第58条の規定により認定を取り消したときは、取り消した旨を認定取消通知書(様式第6号)により当該認定建築主であった者に通知するものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則(令和5年3月14日改正)

この改正は、令和5年3月14日から実施する。

附 則(令和7年3月27日改正)

この改正は、令和7年4月1日から実施する。

附 則(令和8年3月27日改正)

この改正は、令和8年4月1日から実施する。